

乗合自動車運送約款取扱規則

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 旅客運送（第4条～第76条）
 - 第1節 乗車券類の発売と効力（第4条～第35条）
 - 第2節 運賃及び料金（第36条～第45条）
 - 第3節 乗車券の様式（第46条・第47条）
 - 第4節 旅客の特殊取扱い（第48条～第64条）
 - 第5節 特定の路線に対する取扱い（第65条～第73条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、大阪シティバス株式会社運送約款（以下「当社運送約款」という。）に基づき、大阪シティバス株式会社（以下「当社」という。）の運送並びにこれに附帯する事業について合理的な取扱方を定め、もって利用者の便利と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規則は、別表1に定める当社の経営する乗合自動車の路線（以下「当社線」という。）について適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、イベント等の理由により臨時で運行する路線についてもこの規則を適用するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、別表2に定める路線については、第2章第5節に定めるところによる。

（当該乗車に適用する規定）

第3条 旅客が乗合自動車に乗車し又はあらかじめ運賃及び料金を支払い乗車券の交付を受け乗合自動車に乗車できることとなったとき以降の取扱いについては、別に定める場合を除き、当該乗車のとき又は乗車できることとなったときの規定による。

第2章 旅客運送

第1節 乗車券類の発売と効力

(乗車券の種類)

第4条 乗車券の種類は、次のとおりとする。

記号	券種		適用対象または内容
ア	回数券	普通回数券	210円券 11枚つづり
イ	定期券	通勤定期券	大人・小児
ウ	定期券	通学定期券	大人・小児
エ	定期券	昼間割引定期券	—
オ	定期券	共通定期券	—
カ	定期券	特別割引定期券 通勤	大人
キ	定期券	特別割引定期券 通学	大人
ク	一日乗車券	一日乗車券	大人・小児
ケ	一日乗車券	一日乗車券土日祝	大人

2 前項のうち、イ、エ、オの定期券については、持参人について有効とする。

(以下「持参人式定期券」という。)

(乗車券の発売場所)

第5条 乗車券の発売場所は、次のとおりとする。ただし、当社が必要と認めるときは、他の場所で発売することができる。

乗車券の種類	発売場所
回数券、定期券、一日乗車券	各営業所

2 前項の規定にかかわらず、発売する乗車券の種類、発売場所又は発売期間を指定することができる。

(乗車券の発売日)

第6条 乗車券は、発売当日から通用開始となるものを発売する。ただし、定期券については、次により発売することができる。

(1) 新規発売

通用開始日の14日前から発売する。

(2) 継続発売

通用開始日の14日前から発売する。

(3) 一括発売

指定日から発売する。

(通勤定期券の発売)

第7条 通勤定期券は、常時区間を同じくして乗車する者又は区間、経路を指定せず常時乗車する者が、通勤定期券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合に発売する。

2 通勤定期券購入申込書の様式は、様式1-1のとおりとする。

3 継続発売の場合は、旧定期券の提出をもって通勤定期券購入申込書に代えることが

できる。

（通学定期券の発売）

第8条 通学定期券は、次の各号に該当する者が通学のため、常時乗車する場合であつて、その在籍する指定学校、保育所又は幼保連携型認定こども園の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提示して第3項に規定する通学定期券購入申込書を提出したとき、第6項に規定する通学定期券購入申込書を提出したとき、又は当社が指定するインターネットにおける予約サービスを利用して、通学証明書の画像その他必要な情報を送信し、予約サービスから受領した2次元コードを認証させたときに発売する。

- (1) 指定学校に関する規則第2条に規定する学校（以下「指定学校」という。）の幼児、児童、生徒若しくは学生
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所（以下「保育所」という。）の児童
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の子ども
- 2 指定学校の児童、生徒又は学生が実習のため、実習場等まで乗車する場合で当社が必要と認めるときは、前項の規定に準じて通学定期券を発売する。
- 3 通学定期券購入申込書の様式は、第7条第2項に定める様式を用いるものとする。
- 4 通学証明書の様式は、様式1-2から様式1-4までのいずれかとする。ただし、学校教育法第1条に定める学校以外の指定学校は、様式1-4の様式を用いるものとする。
- 5 指定学校、保育所又は幼保連携型認定こども園の代表者が発行した児童証、生徒証又は学生証等（以下「証明書」という。）で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の通学証明書に代用することができる。
- 6 第2項の規定により通学定期券を発売する場合の通学定期券購入申込書の様式は、第3項及び前項の規定にかかわらず、様式1-5のとおりとする。
- 7 継続発売の場合は、旧定期券の提出及び第31条に規定する証明書の提示をもって通学証明書の提示及び通学定期券購入申込書の提出に代えることができる。

（昼間割引定期券の発売）

第9条 昼間割引定期券は、10時から16時までの間に、常時乗車する場合であつて、必要事項を記入した昼間割引定期券購入申込書を提出したときに発売する。

- 2 昼間割引定期券購入申込書の様式は、第7条第2項に定める様式による。
- 3 継続発売の場合は、旧定期券の提出をもって昼間割引定期券購入申込書にかえることができる。

（定期券の乗車経路）

第10条 区間を指定して発売する定期券の乗車経路は、最短経路について指定するものとする。ただし、最短経路によるよりも乗換え回数が少ない経路があるときは、その経路について指定することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、定期券を発売する場合、乗車区間のうちに経路の異なる

2以上の運行系統を有する乗車区間があるときは、当該乗車区間について、途中乗降することができないことを条件として、それらの経路の乗車（以下「多経路乗車」という。）を認めることができる。

（定期券の一括発売）

第11条 定期券を一括発売する場合、次に掲げる事項を条件として事業所又は指定学校、保育所若しくは幼保連携型認定こども園ごとに一括発売することができる。

(1) 発売日を指定すること

(2) 第12条に定める申込書又は証明書は、指定した発売日（以下「指定日」という。）の5日前までに提出すること。

(3) 旧定期券は、新定期券の発売日の翌日に一括して返付すること

（定期券購入申込書等の特例）

第12条 前条により定期券を一括発売するときは、その人員に対する通勤又は通学の区間、氏名、年令等を連記した申込書又は学校代表者の発行した証明書の提出をもって第7条及び第8条に定める各人別の通勤定期券購入申込書等の提出又は通学証明書の提示に代えることができる。

（定期券の区別）

第13条 通勤定期券の区別は、次のとおりとする。

(1) 2キロメートル未満 乗車距離が2キロメートル未満の場合

(2) 全線 上記以外の場合

2 通学定期券は、全線のみとする。

（特別割引定期券の発売）

第14条 特別割引定期券の発売については、身体障がい者等運賃割引規則及び地方公共団体発行割引証等取扱規則の定めるところによる。

（共通定期券の発売）

第15条 常時、当社線及び大阪市高速電気軌道株式会社が経営する高速鉄道（中量軌道を含む。以下「地下鉄線」という。）の不定区間を乗車する旅客が第7条第2項に定める通勤定期券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、共通定期券を発売する。

（回数券の発売）

第16条 回数券は、旅客が乗合自動車をしばしば乗車する場合に発売する。

（通学割引回数券の発売）

第17条 削除

第18条 削除

（一日乗車券の発売）

第19条 一日乗車券は、当社線及び地下鉄線の不定区間を乗車する旅客に発売する。ただし、一日乗車券土日祝は、指定日に乗車する旅客に発売する。

2 前項の指定日は、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とする。

（特別の乗車券の発売）

第20条 第4条から第6条までの規定にかかわらず、特別の運送条件、発売場所及び発

売日等（以下「特別の運送条件等」という。）を定めた乗車券を発売することができる。

2 特別の運送条件等については、その都度当社が定める。

（乗車券の発売枚数の制限）

第21条 定期券は、旅客1人につき、同一条件のものを2枚以上発売しない。ただし、定期券を紛失した旅客から再発売の申し出があったときは、この限りでない。

（定期券等の不正使用の場合の取扱い）

第22条 使用資格者が第8条に規定する通学定期券又は通学証明書を不正使用し又は他人に使用させたとき（持参人式定期券による乗車の場合を除く。）は、使用資格者に対してその乗車券の発売を停止することがある。

2 前項の発売停止及びその期間等は当社が決定し、証明書の発行者に通知して行う。

（乗車券の表示事項）

第23条 乗車券の表示事項は、次のとおりとする。

(1) 定期券以外の乗車券

ア 種類及び運賃

イ その他必要な事項

(2) 定期券

ア 氏名及び年齢（持参人式定期券の場合は「持参人一名様有効」と表示）

イ 種類及び運賃

ウ 乗車区間及び乗車経路

エ 通用期間

オ その他必要な事項

（乗車券の通用期間等）

第24条 乗車券の通用期間及び通用時間は、別に定めるものを除くほか次のとおりとする。

(1) 定期券

ア 1ヵ月券 通用開始日から1ヵ月（ただし、昼間割引定期券は、通用時間を10時から16時までとし、乗車又は降車が10時から16時までであれば、使用することができる。）

イ 3ヵ月券 通用開始日から3ヵ月

ウ 6ヵ月券 通用開始日から6ヵ月

(2) 一日乗車券

ア 一日乗車券 1日

イ 一日乗車券土日祝 1日

（証明書等の監査）

第25条 当社は、必要に応じて通学証明書又は運賃割引証の出納又は発行の適否、資格者以外に対する発行の有無、その他正規に反する取扱いの有無等について監査することができる。

（証明書等が無効となる場合及びこれを使用できない場合）

第26条 通学証明書は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき
- (2) 表示事項をぬり消し、又は改変したものを使用したとき
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき
- (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき
- (5) 記名人以外の者が使用したとき（「持参人式定期券」を除く。）

2 通学証明書は、次の各号の1に該当する場合は使用することができない。

- (1) 発行者が記載しなければならない事項を記載していないもの及び発行者又は使用者が必要な箇所に押印していないもの
- (2) 記載事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの
(定期券以外の乗車券の効力)

第27条 定期券以外の乗車券の使用については、次のとおりとする。

- (1) 回数券は、当該運賃（第45条に定める運賃を除く。）に相当する券面額に対応する券片をもって1人が1乗車に限り（乗継の場合を含む。）、その券面表示事項に従って使用するものとする。
- (2) 一日乗車券は、その使用回数を制限せず、1券面をもって1人が1回に限り、その券面表示事項に従って使用するものとする。
- (3) 使用に際し、資格等を要する乗車券は、資格等を有するものが乗車する場合に限り、使用することができる。
(定期券の効力)

第28条 定期券は、その記名人（持参人式定期券にあつては持参人）がその券面表示事項に従って使用するものとする。

2 定期券を所持する旅客が券面表示の乗車区間外もしくは乗車経路によらないで又は通用時間以外の時間に乗車又は降車するときは、別に運賃を支払わなければならない。

(表示事項が不明となった乗車券)

第29条 乗車券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

2 前項により使用できない乗車券を所持する者から書換え又は再交付の申し出があったときは、その者に悪意がなく、かつ、旅客の申し出その他の方法により、その不明事項が証明できる場合に限って、その乗車券と引換えに書換え又は再交付することができる。

第30条 削除

(通学定期券の効力)

第31条 通学定期券は、その通学する指定学校、保育所又は幼保連携型認定こども園の代表者の発行した様式1-6の証明書を携帯する場合に限って有効とする。

2 指定学校、保育所又は幼保連携型認定こども園の代表者が発行した学生証で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の証明書に代用することができる。

3 第1項に定める証明書の有効期間は、発行の日から1年間とする。

(共通定期券の使用範囲)

第32条 第15条の規定により発売した共通定期券は、当社線及び地下鉄線にわたり使用することができる。

(一日乗車券の使用範囲)

第33条 第19条の規定により発売した一日乗車券は、当社線及び地下鉄線にわたり使用することができる。

(共通定期券の無効)

第34条 共通定期券が、当社運送約款第18条の第1号、第2号、又は第6号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。

(一日乗車券の無効)

第35条 一日乗車券が、当社運送約款第18条の第2号又は第6号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。

2 前項の規定は、偽造した一日乗車券を使用した場合に準用する。

第2節 運賃及び料金

(運賃の種類)

第36条 運賃の種類は、別表3に定めるところによる。

(割引運賃の種類)

第37条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4及び第41条から第44条に規定する施設により養護又は保護を受けている者（以下「被保護者」という。）に対しては、被保護者が利用する施設の長が発行した所定の割引証の提出により、普通旅客運賃及び定期運賃について被保護者が乗車する場合及び被保護者がその付添人（付添人とは、係員によって被保護者を安全かつ迅速に乗降させる付添能力を有すると認められる者をいう。）とともに乗車する場合に割引を行う。ただし、12歳未満の被保護者及び12歳未満の付添人に対しては、定期運賃の割引は行わない。

2 前項の規定にかかわらず、6歳未満の被保護者が付添人とともに乗車する場合には、その被保護者に対して無賃の取扱いを行う。

3 第1項及び第2項の割引を行う運賃は、次の各号に定めるところによる。

(1) 別表3の5に定める特別割引運賃（普通運賃、定期運賃）

(2) 第39条第1項第2号に定める特別割引乗継運賃
(運賃)

第38条 運賃は、別表3のとおりとする。

(乗継運賃)

第39条 前条の規定にかかわらず、旅客が運賃先払いカード取扱規則第3条に規定する回数カード、地方公共団体発行割引証等取扱規則第6条に規定する敬老優待乗車証又は身体障がい者等運賃割引規則第11条に規定する特別割引IC証票を使用して、当社線の同一の運行系統又は異なる運行系統に連続して2回乗車する場合の運賃（以下「乗継運賃」という。）は、次のとおりとする。

(1) 乗継運賃

ア 大人 210円

イ 小児 110円

(2) 特別割引乗継運賃

ア 大人 110円

イ 小児 60円

- 2 前項の規定にかかわらず、旅客は、乗合自動車を降車したのち、90分を超えて次の乗合自動車を降車するときには、別に運賃を支払わなければならない。

(付添人に対する随伴幼児の取扱い)

第40条 被保護者及びその付添人に随伴される幼児のうち、付添人に随伴される幼児については当社運送約款第25条第3項の規定にかかわらず、無賃の取扱いを行わない。

(付添人の取扱い)

第41条 被保護者が老幼・虚弱若しくは障がいのため又は逃亡のおそれがあるため、単独で乗降できないと認められるときは、被保護者1人に対して1人の付添人をつけることができる。ただし、被保護者が車椅子を使用するときは、2人の付添人をつけることができる。

(付添人に対する運賃の割引)

第42条 運賃割引証の提出による割引を受けようとする被保護者の付添人は、その被保護者と運賃の種類、乗車区間及び乗車券の有効期間が同一で、同時に運賃を支払う場合に限り、運賃の割引を受けることができる。

- 2 前項の規定による付添人に対する運賃の割引は、被保護者とその付添人とが、同時に同一区間を乗車する場合に限って適用する。

(付添人に対する運賃の割引の特例)

第43条 前条の規定にかかわらず、第37条第1項ただし書きにより被保護者が12歳未満のため、運賃の割引の適用を受けない場合には、その付添人のみ運賃の割引を行う。

- 2 前条の規定にかかわらず、第37条第2項の規定により6歳未満の被保護者が無賃の取扱いを受ける場合には、その付添人のみ運賃の割引を行う。

- 3 前条の規定にかかわらず、付添人が同区間（乗車区間を包含する場合を含む。）について有効な乗車券等を既に所持している場合は、被保護者に対して単独で運賃の割引を行う。

- 4 前条の規定にかかわらず、被保護者に通学定期券を発売する場合であっても、付添人に発売する定期券は通勤定期券に限るものとする。

(運賃割引証の提出)

第44条 被保護者に対する運賃の割引は、被保護者が提出した運賃割引証1枚について1人1回に限り取り扱うこととする。

(大阪市高速電気軌道株式会社が運営する会員型ポイントサービスにおける取扱い)

第45条 大阪市高速電気軌道株式会社が運営する会員型ポイントサービスにおけるポイントの付与及びポイントの利用等についての取扱いは、同社の定める規約等による。

第3節 乗車券の様式

(乗車券の様式)

第46条 乗車券の様式は、様式2-1から様式2-14までのとおりとする。

(特別の乗車券の様式)

第47条 特別の乗車券の様式は、その都度当社が定める。

第4節 旅客の特殊取扱い

(払戻しの期限)

第48条 旅客は、運賃の払戻しを請求できる場合であっても、当該乗車券が発売の日の翌日から起算して1年を経過したときは、払戻しを請求することができない。ただし、払戻期間及び場所を別に定め、関係の営業所等にその旨を掲示した場合はこの限りではない。

(旅客の都合による共通定期券の払戻し)

第49条 旅客の都合による共通定期券の払戻しの取扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 使用開始後7日以内のとき

既に支払った運賃から一日乗車券の発売額に使用経過日数（請求当日を含む）を乗じて得た額を差し引いた残額の払戻しをすることができる。この場合、旅客は手数料として1枚につき220円を支払うものとする。

(2) 使用開始後8日以上のとき

既に支払った定期運賃から使用経過月数に相当する定期運賃を差し引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として定期券1枚につき220円支払うものとする。計算にあたっては、払戻し当日は使用経過日数に算入し、また、1か月未満の使用経過日数は1か月として計算する。共通定期券の使用経過月数に相当する定期運賃は、次の各号によって計算する。

ア 使用経過月数が1か月又は3か月のときは、各その月数に相当する定期運賃

イ 使用経過月数が2か月のときは、1か月に相当する定期運賃の2倍の額

ウ 使用経過月数が4か月のときは、3か月と1か月に相当する定期運賃の合算額

エ 使用経過月数が5か月のときは、3か月と1か月の2倍に相当する定期運賃の合算額

(乗車前の一乗車券の払戻し)

第50条 旅客の都合による一乗車券の払戻しの取扱いについては、その乗車券が未使用であるときに限り、これを第5条第1項に定める発売場所に提出して払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として1枚につき220円を支払うものとする。ただし、不要となった理由が運行不能の場合は、手数料を徴収しない。

(死亡の場合の定期券の払戻し)

第51条 定期券を使用する旅客が死亡した場合、その引取人から定期券を返付して払戻しの請求があったときは、当社運送約款第28条の規定を準用する。

(共通定期券不正使用に対する増運賃の徴収)

第52条 第34条の規定により、当社運送約款第18条第1号、第2号及び第6号の場合において共通定期券を無効として回収した場合は、当社運送約款第29条に定める区分に応じて計算した普通運賃及びこれと同額以内の増運賃を徴収する。ただし、この場合は、一日乗車券の発売額を1日の普通運賃とみなす。

(一日乗車券不正使用に対する増運賃の徴収)

第53条 第35条の規定により一日乗車券を無効として回収した場合は、当該乗車券の発

売額及びこれと同額以内の増運賃を徴収する。

(定期券変更の種類)

第54条 旅客が所持する定期券の表示事項と異なる定期券を必要とする場合に取り扱う変更の種類は、次のとおりとする。

- (1) 経路変更 券面表示の乗車経路を変更すること
- (2) 区間変更 券面表示の乗車区間を変更すること
- (3) 種類変更 券面表示の種類を変更すること

(定期券の経路、区間又は種類の変更)

第55条 当社運送約款第35条に定める区間又は種類の変更をする場合に、既納の定期運賃の日割額(通用期間が1ヵ月の定期運賃にあっては30日、3ヵ月の定期運賃にあっては90日、6ヵ月の定期運賃にあっては180日で、それぞれの定期運賃を除いた額をいう。以下同じ。)と新たに変更する区間又は種類に対する原定期券と同じ期間の定期運賃の日割額とを比較して差額のあるときは、その差額に定期券の未使用日数(請求当日は含まない。)を乗じて端数計算をした額を追徴又は払戻しをする。

(定期券の区間又は経路変更の特例)

第56条 運行系統及び停留所の廃止等により、旅客がその所持する定期券を提出して、区間又は経路の変更を申し出た場合は、その取扱いをすることができる。

- 2 前項の取扱いをする場合は、既納の定期運賃の日割額と新たに変更する区間又は経路に対する原定期券と同じ期間の定期運賃の日割額とを比較して差額のあるときは、その差額に定期券の未使用日数(請求当日を含む。)を乗じて端数計算した額を追徴又は払戻しするものとする。この場合、手数料は徴収しない。

(定期券の経路又は区間と種類との同時変更)

第57条 定期券の経路及び種類又は区間及び種類の変更は、同時に取り扱うことができる。この場合、第55条により計算し、追徴のときは手数料220円を加え、払戻しのときは手数料220円を差し引いて、追徴又は払戻しするものとする。

(再購入後の払戻し)

第58条 当社運送約款第40条に定めるところにより再購入後の払戻しを行う場合、残通用日数に請求当日は含まない。

(払戻しの特例)

第59条 運行系統の新設又は変更により、運賃区間の少なくなる定期券を所持する旅客は、その定期券を提出して、新定期券への書換え及び運賃差額の払戻しを請求することができる。この場合、書換え及び払戻し手数料は徴収しない。

- 2 前項の規定による払戻しをする場合は、次の算式により算出された金額を端数計算した額を払い戻すこととする。この場合、新旧定期券面に表示した乗車区間及び経路が同一の場合であるときは「残通用期間(日数)」を「運行系統の新設又は変更の日以後の通用期間(日数)」と読み替える。

原券の券面表示の運賃額……………A

新券の券面表示の運賃額……………B

通用期間(日数)……………C

残通用期間(日数)……………D

ただし、残通用期間に請求当日は含まない。

$(A - B) \times D / C$

第60条 運行系統及び停留所の廃止等により使用できなくなった定期券を所持する旅客が、当該定期券を提出して払戻しの請求をした場合は、日割額に残通用日数（請求当日を含む。）を乗じて端数計算した額を払戻しするものとする。この場合、手数料は徴収しない。

（乗車券の誤購入）

第61条 旅客が停留所名の類似その他の事由により、誤って乗車券を購入した場合において、係員がその事実を認めることのできるときは、旅客の希望する乗車券と取り替えるものとする。

2 前項の場合は、既に収受した運賃と正当な運賃を比較し、不足額は収受し、過剰額は払戻しをする。

（誤払い）

第62条 旅客が誤って運賃を支払った場合において、係員がその事実を認めることのできるときは、誤払いに係る運賃を払戻しする。

（期間の計算）

第63条 期間の計算をする場合は、その初日は、時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

2 月をもって期間の計算をする場合は、月の大小にかかわらず、暦によって計算するものとし、月の初日から起算するとき、最後の月の末日をもって終わりとし、月の初日から起算しないときは、最後の月においてその起算日に相当する日の前日をもって終了の日とする。ただし、最後の月において応当日がないときは、その月の末日をもって終了の日とする。

3 月の総日数を計算するとき、前項の規定にかかわらず、1ヵ月を30日とする。

（臨時運行にかかる取扱い）

第64条 臨時に運行する乗合自動車において、その取扱いが、この規則の規定により難しいときは、別に定めることがある。

第5節 特定の路線に対する取扱い

（特定の路線）

第65条 特定の路線とは、別表2に定める路線とする。

（乗車券の種類）

第66条 乗車券の種類は、別表4に定めるとおりとする。

（乗車券の発売場所及び発売日）

第67条 乗車券の発売場所及び発売日は、別表5に定めるとおりとする。

（乗車券類の効力）

第68条 乗車券類の効力及び取扱いについては、当社運送約款に定めるとおりとする。

（運賃の種類及び運賃）

第69条 特定の路線における運賃の種類及び運賃は、別表6に定めるとおりとする。なお、225号、225A号、226号、227A号、227B号、227C号及び227D号系統については、幼

児が6歳以上の旅客に随伴される場合であって、当該旅客1人につき1人を超えたものであるとき及び幼児が座席を使用するときは、これを小児とみなして相当運賃を申し受ける。

(割引運賃の種類)

第70条 被保護者に対する割引運賃の種類については、第37条第1項及び第2項の規定を準用する。ただし、定期運賃の割引は行わない。

2 前項の割引を行う運賃は、第69条に定める特別割引運賃（普通旅客運賃）とする。

第71条 削除

(旅客の特殊取扱い)

第72条 旅客の特殊取扱いについては、当社運送約款に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、225号、225A号及び226号系統においては、乗車券の通用期間前又は通用期間内に限りその運賃額を払い戻し、その際の手数料は、乗車券1枚につき100円とする。

(無料手回品)

第73条 225号、225A号、226号、227A号、227B号、227C号及び227D号系統においては、次の各号に掲げる制限以内の手回品（旅客が携行する物品で当社が引渡しを受けないものをいう。）を無料で車内に持ち込めるものとする。

- (1) 重量30キログラム
- (2) 容積0.25立方メートル
- (3) 3辺（縦・横・高さ）の長さの合計が2メートル
- (4) 数量2個以内（複数の荷物の総量が上記(1)～(3)に収まること）

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、2019年12月6日から施行する。

附 則

この改正規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、2021年2月25日から施行する。

附 則

この改正規程は、2021年3月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則の施行の際、現に通用している乗車券で通用期間の定めのあるものについては、その残余通用期間に限り、なお効力を有する。ただし、通学割引回数券の通用期間は2022年3月31日まで、普通回数券及び昼間割引回数券の通用期間は2022

年5月31日までとする。

附 則

この改正規則は、2021年6月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、2022年9月13日から施行する。

附 則

この改正規則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、2023年11月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、2024年7月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、2024年11月10日から施行する。

附 則

この改正規則は、2025年1月11日から施行する。

附 則

この改正規則は、2025年1月19日から施行する。

附 則

この改正規則は、2025年3月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、2025年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、2025年11月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、2025年12月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、2026年1月27日から施行する。

附 則

この改正規則は、2026年3月1日から施行する。

ただし、別表1の41B号系統については、2026年1月12日から適用する。

附 則

この改正規則は、2026年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、2026年4月18日から施行する。

附 則

この改正規則は、2026年5月7日から施行する。

附 則

この改正規則は、2026年6月27日から施行する。

別表 1（第2条関係） 一般運行系統

系統番号	区間	
	起点	終点
1	阿倍野橋	出戸バスターミナル
2	出戸バスターミナル	長吉長原東三丁目
3	地下鉄住之江公園	出戸バスターミナル
4	地下鉄住之江公園	出戸バスターミナル
5	阿倍野橋	三宅中
6	阿倍野橋	住道矢田
8	大阪駅前	難波（西）
9	出戸バスターミナル	平野区役所前
10	守口車庫前	天満橋
10A	守口車庫前	地下鉄都島
11	東淀川区役所前	新大阪駅東口
11A	東淀川区役所前	新大阪駅東口
12	阿倍野橋	布施駅前
12A	阿倍野橋	大池橋
13	阿倍野橋	北巽バスターミナル
14	出戸バスターミナル	高野大橋
15	地下鉄住之江公園	南港南六丁目
15A	地下鉄住之江公園	フェリーターミナル駅前
15 急	地下鉄北加賀屋	平林北一丁目
16	出戸バスターミナル	瓜破東八丁目
17	コスモスクエア駅前	ポートタウン東駅前
18	北巽バスターミナル	玉造
19	地下鉄今里	加美東三丁目北
21	天満橋	地下鉄深江橋
21A	放出住宅前	地下鉄深江橋
22	阿倍野橋	諏訪神社前
22A	阿倍野橋	玉造
24	住吉車庫前	南長居

25	地下鉄住之江公園	住吉車庫前
27	井高野車庫前	相川駅前
29	地下鉄住之江公園	難波
30	阿倍野橋	平野区役所前
31	天満橋	花博記念公園北口
33	出戸バスターミナル	長吉川辺四丁目
34	守口車庫前	大阪駅前
35	守口車庫前	杭全
35A	地下鉄今里	杭全
36	大阪駅前	地下鉄門真南
37	井高野車庫前	大阪駅前
38	野田阪神前	竹島三丁目
39	野田阪神前	新大阪駅北口
41	大阪駅前	榎木橋
41A	中津六丁目	大阪駅前
41B	大阪駅前	大淀中一丁目
42	大阪駅前	中島二丁目
42A	大阪駅前	中島公園
42B	十三	中島二丁目
43	西島車庫前	大阪駅前
45	総合医療センター前	諸口
45A	総合医療センター前	花博記念公園北口
46	天満橋	焼野
48	地下鉄住之江公園	阿倍野橋
49	地下鉄住之江公園	地下鉄住之江公園
50	井高野車庫前	上新庄駅前
51	天保山	ドーム前千代崎
51A	天保山	弁天町駅前
51B	弁天町駅前	ドーム前千代崎
52	難波	阿倍野橋
53	大阪駅前	船津橋
54A	住吉車庫前	住吉車庫前

54B	住吉車庫前	住吉車庫前
54D	住吉車庫前	住吉車庫前
55	鶴町四丁目	大阪駅前
56	西島車庫前	大阪駅前
56A	西島車庫前	西九条
57	京橋駅前	毛馬中央公園
58	大阪駅前	野田阪神前
59	北港ヨットハーバー	大阪駅前
59A	西島車庫前	大阪駅前
59B	西島車庫前	野田阪神前
59C	西島車庫前	西九条
59D	北港ヨットハーバー	西島車庫前
60	天保山	難波
61A	出戸バスターミナル	出戸バスターミナル
61B	出戸バスターミナル	出戸バスターミナル
62	住吉車庫前	大阪駅前
62A	住吉車庫前	天満橋
62B	住吉車庫前	上本町一丁目
62C	住吉車庫前	上本町六丁目南
62D	阿倍野橋	上本町六丁目南
63	阿倍野橋	浅香
63A	地下鉄我孫子	浅香
64	阿倍野橋	遠里小野橋
64A	住吉車庫前	遠里小野橋
65	府立総合医療センター	矢田行基大橋
65A	地下鉄我孫子	矢田行基大橋
67	住吉車庫前	阿倍野橋
69	大阪駅前	榎木橋
70	西船町	ドーム前千代崎
70 急	西船町	ドーム前千代崎
71	鶴町四丁目	難波
72	鶴町四丁目	天保山

73	難波（賑橋）	出戸バスターミナル
75	大阪駅前	難波（西）
76	地下鉄住之江公園	ドーム前千代崎
78	守口車庫前	大阪駅前
79	西九条	桜島三丁目
80	鶴町四丁目	阿倍野橋
81	西九条	舞洲スポーツアイランド
82	西九条	高見一丁目
83	大阪駅前	花博記念公園北口
83A	新森七丁目	花博記念公園北口
84	難波	八幡屋三丁目
84A	難波	弁天町駅前
84B	弁天町駅前	八幡屋三丁目
85	杭全	難波
86	上新庄駅前	布施駅前
86A	大桐二丁目	布施駅前
87	鶴町四丁目	難波
88	天保山	大阪駅前
89	地下鉄住之江公園	堺駅西口
90	鶴町四丁目	野田阪神前
91	鶴町四丁目	ドーム前千代崎
91 急	鶴町四丁目	ドーム前千代崎
92	大阪駅前	福町
93	井高野車庫前	大阪駅前
94	鶴町四丁目	ドーム前千代崎
95	豊里団地前	上新庄駅前
97	大阪駅前	加島駅前
98	ドーム前千代崎	大正区役所前
231	神路公園	JR 長居駅前
232	地下鉄今里	阿倍野橋

別表 2（第2条、第65条関係） 特別の定めがない限り、この規則を適用しない路線

系統番号		区間	
		起点	終点
225	関西空港リムジンバス 日本橋線	第2ターミナルビル	DOTON PLAZA 大阪
225A	関西空港リムジンバス 日本橋線	関西国際空港（第1ターミナル）	DOTON PLAZA 大阪
226	関西空港リムジンバス 天満橋線	第2ターミナルビル	天満橋駅
227A	高速バス （なにわマリンエアエクスプレス）	阿部野橋	神戸三宮バスターミナル
227B		阿部野橋	神戸三宮バスターミナル
227C		阿部野橋	神戸空港第2ターミナル
227D		阿部野橋	神戸空港
243A	IKEA 鶴浜⇄大正シャトルバス	大正橋	IKEA 鶴浜
248	ユニバーサル・スタジオ・ジャパン TM 行バス	ホテルフクラシア大阪ベイ	ユニバーサルスタジオジャパン
249	ユニバーサル・スタジオ・ジャパン TM 行バス	地下鉄住之江公園	ユニバーサルスタジオジャパン
17929	臨時運行	桜島駅前	舞洲イベント会場
19949	臨時運行	桜島駅前	おおきにアリーナ舞洲

別表 3（第36条、第38条関係） 運賃の種類、適用対象及び額

1 普通旅客運賃

記号	種類	適用対象	適用範囲	運賃額
ア	普通旅客運賃	大人	当社が運営する乗合自動車運行系統（以下、「当社乗合自動車運行系統」という。）のうち1運行系統内の1回の乗車	210 円
イ	普通旅客運賃	小児	当社乗合自動車運行系統のうち1運行系統内の1回の乗車	110 円

2 回数運賃

記号	種類	適用対象	適用範囲	運賃額
ア	普通回数運賃	—	—	2,000 円 ※210 円券 11 枚つづり

3 定期運賃

(1) 通勤定期運賃

記号	種類	適用対象	適用範囲	1 か月	3 か月	6 か月
ア	通勤定期運賃	大人	2 キロメートル未満	8,100 円	23,090 円	43,740 円
イ	通勤定期運賃	大人	全線	9,000 円	25,650 円	48,600 円
ウ	通勤定期運賃	小児	2 キロメートル未満	4,050 円	11,550 円	21,870 円
エ	通勤定期運賃	小児	全線	4,500 円	12,830 円	24,300 円

(2) 通学定期運賃

記号	種類	適用対象	適用範囲	1 か月	3 か月	6 か月
ア	通学定期運賃	大人	全線	5,160 円	14,710 円	27,860 円
イ	通学定期運賃	小児	全線	2,580 円	7,360 円	13,930 円

(3) 昼間割引定期運賃

記号	種類	適用対象	適用範囲	1 か月	3 か月	6 か月
ア	昼間割引定期運賃	—	—	4,500 円	—	—

(4) 共通定期運賃

記号	種類	適用対象	適用範囲	1 か月	3 か月	6 か月
ア	共通定期運賃	—	通常版（夢洲駅～コスモスクエア駅間は利用不可）	6,800 円 （発売額 17,220 円）	19,400 円 （発売額 49,100 円）	36,700 円 （発売額 93,000 円）
イ	共通定期運賃	—	夢洲版（夢洲駅～コスモスクエア駅間も利用可）	6,800 円 （発売額 20,020 円）	19,400 円 （発売額 57,100 円）	36,700 円 （発売額 108,100 円）

4 一日乗車運賃

記号	種類	適用対象	適用範囲	運賃額
ア	一日乗車運賃	大人	1 日乗車	390 円 （発売額 820 円）
イ	一日乗車運賃	小児	1 日乗車	140 円 （発売額 310 円）
ウ	一日乗車土日祝運賃	大人	土曜日、日曜日及び祝日の 1 日乗車	290 円 （発売額 620 円）

5 特別割引運賃

(1) 普通旅客運賃

記号	種類	適用対象	適用範囲	運賃額
ア	普通旅客運賃	大人	当社乗合自動車運行系統のうち 1 運行系統内の 1 回の乗車	110 円
イ	普通旅客運賃	小児	当社乗合自動車運行系統のうち 1 運行系統内の 1 回の乗車	60 円

(2) 定期運賃

記号	種類	適用対象	適用範囲	1 か月	3 か月	6 か月
ア	通勤定期運賃	大人	2 キロメートル未満	4,050 円	11,550 円	21,870 円
イ	通勤定期運賃	大人	全線	4,500 円	12,830 円	24,300 円
ウ	通学定期運賃	大人	全線	2,580 円	7,360 円	13,930 円

別表 4（第66条関係） 乗車券の種類

系統番号		券種	区分
225, 225A	関西空港リムジンバス 日本橋線	普通乗車券	大人
			小児
		特別割引普通乗車券	大人
			小児
226	関西空港リムジンバス 天満線	普通乗車券	大人
			小児
		特別割引普通乗車券	大人
			小児

別表 5（第67条関係） 乗車券の発売場所及び発売日

系統番号		発売場所	発売日
225, 225A	関西空港リムジンバス 日本橋線	自動券売機	当日限り
		旅行代理店	旅行代理店による
226	関西空港リムジンバス 天満橋線	自動券売機等	当日限り
		旅行代理店	旅行代理店による
		Eチケット（web予約）	出発日の30日前

別表 6（第69条関係） 運賃の種類及び運賃

系統番号		運賃の種類	区分	運賃
225, 225A	関西空港リムジンバス 日本橋線	普通旅客運賃	大人	1,800円
			小児	900円
		特別割引運賃 普通旅客運賃	大人	900円
			小児	450円
226	関西空港リムジンバス 天満線	普通旅客運賃	大人	1,800円
			小児	900円
		特別割引運賃 普通旅客運賃	大人	900円
			小児	450円
227A, 227B, 227C, 227D	高速バス （なにわマリンエアエクスプレス）	普通旅客運賃	大人	1,000円
			小児	500円
		特別割引運賃 普通旅客運賃	大人	500円
			小児	250円
243A	IKEA鶴浜⇄大正シャトルバス	普通旅客運賃	大人	210円

			小児	110円
		特別割引運賃 普通旅客運賃	大人	110円
			小児	60円
248, 249	ユニバーサル・スタジオ・ジャパン TM 行バス	普通旅客運賃	大人	420円
			小児	210円
		座席指定制料金	大人	200円
			小児	100円
		特別割引運賃 普通旅客運賃	大人	210円
			小児	110円
		特別割引料金 座席指定制料金	大人	100円
			小児	50円
17929及び 19949	臨時運行	普通旅客運賃	大人	300円
			小児	150円
		特別割引運賃 普通旅客運賃	大人	150円
			小児	80円

1. 申込用紙・申請用紙


 The seal of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, featuring the character '文' (Fumi) inside a square frame.

様式番号	1 - 5	1 - 6
様式名	通学定期券購入申込書	証明書
備考	縦 17.9cm 横 9.1cm	縦 6 cm 横 8.5 cm

実習・面接通学定期券購入申込書 契印

カナ

お名前

大・昭・平 西暦 年 月 日生

あなただけ住所

新規 継続 大 小 人 児 特別割引 現金 クレジット

実習・面接 承認番号

学校名

通学先

駅名

バス区間

通学開始

※学校代表者印、指定番号(指定学校のみ)、承認番号のないものを、記入していないものは、無効です。
 ※記載された個人情報は、定期券の発行業務に使用されるほか、定期券紛失時など、当局からお客さまへご連絡する必要がある場合に活用いたします。
 ※定期券を盗難または紛失された場合は、再発行いたしません。
 ※指定定期券のみの発行になります。

※学校代表者印、指定番号(指定学校のみ)、承認番号のないものを、記入していないものは、無効です。
 ※記載された個人情報は、定期券の発行業務に使用されるほか、定期券紛失時など、当局からお客さまへご連絡する必要がある場合に活用いたします。
 ※定期券を盗難または紛失された場合は、再発行いたしません。
 ※指定定期券のみの発行になります。

※学校代表者印、指定番号(指定学校のみ)、承認番号のないものを、記入していないものは、無効です。
 ※記載された個人情報は、定期券の発行業務に使用されるほか、定期券紛失時など、当局からお客さまへご連絡する必要がある場合に活用いたします。
 ※定期券を盗難または紛失された場合は、再発行いたしません。
 ※指定定期券のみの発行になります。

証明書 No.

下記の者は、当校 所属 部 (科) の学生(生徒) 学年第 学年 (年度生) であることを証明する。氏名 (才) 生年月日 年 月 日生 住所 年 月 日発行

写真 契印

発行者 所在地 学校名 代表者 氏 名 代表者 職 印

(注 意)

(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも呈示しなければならない。

(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。

(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。

(4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。

2.乗車券様式

様式番号	2 - 1	2 - 2
券種	定期券	定期券
区分	通勤定期券・大人用・2キロメートル未満	通勤定期券・大人用・全線
図		

様式番号	2-3	2-4
券種	定期券	定期券
区分	通勤定期券・小児用・2キロメートル未満	通勤定期券・小児用・全線
図	バス通勤定期券1か月 No.00153 2022年 1月-1日から 2022年 1月31日まで 淀屋橋 北浜二 天神橋 小 持参人一名様有効 1211 4050円 大阪シティバス 2021年12月24日 M161281梅田M	大阪シティバス 通勤定期1か月 小 XXXX円 バス全線 大阪シティバスの規則等で定める 路線ではご利用になれません バス全線定期の利用に限り持参人一名様有効 20XX年 9月-1日から20XX年 9月30日まで 20XX年 9月 1日 No.12345 オオサカ メトロ様 10歳 M999999 梅田M
様式番号	2-5	2-6
券種	定期券	定期券
区分	通勤定期券・特別割引大人用・2キロメートル未満	通勤定期券・特別割引大人用・全線
図	バス通勤定期券1か月 No.00210 2022年 9月-1日から 2022年 9月30日まで 淀屋橋 北浜二 天神橋 割 オオサカ シティバス 様30歳 1311 4050円 大阪シティバス 2022年 8月18日 M161281梅田M	バス通勤定期券1か月 No.00211 2022年 9月-1日から 2022年 9月30日まで バス全線 割 オオサカ シティバス 様30歳 1319 4500円 大阪シティバス 2022年 8月18日 M161281梅田M
様式番号	2-7	2-8
券種	定期券	定期券
区分	通学定期券・大人用	通学定期券・小児用
図	大阪シティバス 通学定期1か月 5160円 バス全線 大阪シティバスの規則等で定める 路線ではご利用になれません 2026年 3月-1日から2026年 3月31日まで 2026年 3月-1日 2026年度卒 No.01181 オオサカ メトロ様 20歳 M161281梅田M	大阪シティバス 通学定期1か月 小 2580円 バス全線 大阪シティバスの規則等で定める 路線ではご利用になれません 2026年 3月-1日から2026年 3月31日まで 2026年 3月-1日 2026年度卒 No.01182 オオサカ メトロ様 9歳 M161281梅田M

様式番号	2-9	2-10
券種	定期券	定期券
区分	通学定期券・特別割引大人用	昼間割引定期券
図		
様式番号	2-11	2-12
券種	定期券	定期券
区分	共通定期券（通常版）	共通定期券（夢洲版）
図		
様式番号	2-13	2-14
券種	一日乗車券	一日乗車券
区分	一日乗車券	一日乗車券土日祝
図		

※様式2-1、2-3、2-5、2-6、2-9、2-10、2-13及び2-14についての寸法は、縦8.5cm×横5.75cmとする。

※定期券は、1か月券、3か月券、6か月券とする。ただし、様式2-10昼間割引定期券については、1か月券のみとする。

※様式2-2、2-4、2-7、2-8、2-11及び2-12の図柄部分について、些少の変更を行う場合がある。

※様式様式2-7、2-8、2-9について、券面に「20×年度卒」の表示がないものもある。

※一日乗車券について、図柄部分はその都度定める。

※様式2-13について、一日乗車券の小児用は、券面に「小」と表示する。